

アルゼンチンの資本取引規制

2022年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

海外調査部

【免責条項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Tavarone, Rovelli, Salim & Miani に委託して 2022 年 6 月までに入手した情報、アルゼンチン輸入業者協会（CIRA）の情報に基づき作成したものです。本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび Tavarone, Rovelli, Salim & Miani 、アルゼンチン輸入業者協会（CIRA）は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

1. アルゼンチンの為替制度の変遷	1
2. アルゼンチンの為替レート の状況	2
3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件	4
4. 輸出に係る規制	5
(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務	5
(2) 輸出代金の入金と外貨の決済期限の延長	5
(3) 輸出代金のペソへの交換が未達となる場合	5
(4) 財の輸出取引に関する外貨の追跡システムおよび輸出により生じる外貨の決済方法 の通知義務	6
(5) 輸出取引で得た外貨の使用	7
(6) サービスの輸出	8
5. 輸入に係る規制	9
(1) 外貨取得のための条件	9
(2) 輸入代金決済用外貨の取得に係る中銀の事前承認	10
(3) 輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）と外国為替市場へのアクセス制限	11
(4) 特定の消費財、ぜいたく品を対象とした外国為替市場へのアクセス制限	12
6. 外国からの金融債務	14
7. 居住者間の債務	15
8. 非居住者による外貨購入	16
9. 居住者による外貨建ての資産形成	17
10. クレジットカードおよびデビットカード	18
11. 外国送金	20
12. 外国への配当金および利益の送金	21
13. 外国直接投資の引き上げ（レパトリエーション）	22
14. 優良スワップ取引（CCL）	23
15. 非金融無形資産の譲渡	24
16. 為替取引の事前通知制度および対外資産・負債調査システム	25
17. 為替取引の違反行為への罰則	26
18. 資本取引規制に関する Q&A	27

はじめに

近年、アルゼンチンでは資本取引規制が強化され、同国との貿易取引、同国への投資に大きな影響を与えている。財やサービスの輸入代金の送金、配当金や利益の外国への送金、市中銀行における両替など、外貨の取得が厳しく制限されており、対外債務問題を背景とした外貨不足を背景に、短期的にはこれらの解消を見込むことはできない。

本報告書では、中央銀行による国内金融機関への通達の内容を中心にアルゼンチンで現在導入されている資本取引規制について、2021年3月以降に導入された資本取引規制の情報を追加して整理した。本資料が、アルゼンチンとの貿易取引やアルゼンチンへの投資を検討する上で参考になれば幸いである。

2022年8月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブエノスアイレス事務所

海外調査部

1. アルゼンチンの為替制度の変遷

アルゼンチンは1989年12月に変動相場制を採用したが、その後、1991年3月27日に法律第23928号「米ドル兌換法」が公布され、4月1日より通貨の交換比率を1ペソ=1米ドルに固定する兌換制度が導入された。兌換制度の導入により、中央銀行はあらゆる自然人の要求に対して1ペソ=1ドルで通貨を交換することを保証するとともに、マネタリーベース（流通現金と市中銀行が中央銀行に預ける当座預金）と同等以上の外貨、金および外貨建て国債による外貨準備高（市場価格換算）を維持することが条件付けられた。

1999年以降、政府債務の増加と経済情勢の悪化を受けてデフォルト懸念が高まると、中銀は2001年12月21日に国内銀行の業務を停止。2002年1月7日に法律第25561号「公的緊急法」が公布され、社会、経済、行政、金融、為替に関する緊急事態が宣言されると、10年以上続いたペソと米ドルの兌換制度は廃止され、中銀がマネタリーベースと同等以上の外貨準備高を維持しなければいけないという規定も消滅した。政府は同年1月9日に、一時的な二重為替制度を導入し、貿易代金の決済には1ペソ=1.40米ドル、その他の取引には変動相場制を適用する制度を導入。そして、同年1月11日には国内銀行の業務停止を解除した。

公的緊急法の公布を受け、2002年2月8日に政令第260/2002号が公布され、中銀が定める要件と規則に基づき、すべての為替取引を対象とした単一の為替市場を設けること、為替取引は市場原理に基づき自由に合意された為替レートで行うことが定められ、同年2月11日に変動相場制へと移行した。

しかし、左派的政策を指向するネストル・キルチネルおよびクリスティーナ・フェルナンデス・デ・キルチネル政権下の2002年から2015年にかけては厳しい為替規制が導入された。その結果、為替レートは公定レートに加え、高値でもドルを入手したいという需要に応える形で、非公式の並行レート（通称ブルーレート）が登場することとなった。

その後、2015年12月に市場原理を重んじるマウリシオ・マクリ政権が誕生し、外貨の取得や外貨送金の厳しい規制は2016年初頭に解除され、公定レートと並行レートの差はなくなり、並行レートは事実上消滅した。ところが、2018年に入ると米長期金利の上昇やトルコ危機を契機として資本が流出し、ペソは下落し外貨準備高が減少した。これに歯止めをかける目的で2019年9月1日に再び資本規制が導入された。外貨購入、海外送金、貿易取引決済などが制限され、外貨の交換に対して事前許可申請を義務付けた。また、2019年12月23日には法律第27541号「社会連帯・生産性回復法」が公布され、居住者に対しては、外国からのサービスの購入、外国でのデビットカード、クレジットカードの利用に30%の課税を開始。市中の為替市場では、並行レートが再び登場すると同時に公定レートとの乖離幅が拡大した。並行レートを使用した取引や両替業務の認可を得ていない業者・自然人による為替取引は、法律第19359号「為替取引に関する刑事罰法」による処罰の対象となっている。

2. アルゼンチンの為替レート状況

アルゼンチンには、公式の為替レートである公定レートと、ブルーレートと呼ばれる非公式の並行レートのほか、複数の為替レートが存在する（以下は、米ドルの場合。）

(1) 公定レート (Dólar Oficial)

- 小売りレート (Dólar Minorista)
銀行やその他の金融機関が公表する為替レートで、金融機関が顧客との取引に適用するレート。
- 卸売りレート (Dólar Mayorista)・インターバンクレート (Dólar Interbancario)
中銀と金融機関との取引に適用する為替レート。公定レートの中では取引規模が最も大きい。中銀は「管理フロート」と呼ばれる介入を行うことで為替レートを動かし、外貨準備高を確保するためのドル買いを行う。
- 貯蓄レート(Dólar Ahorro)・連帯レート(Dólar Solidario)
自然人が貯金を目的に米ドルを購入する場合に適用される小売りの為替レートである。自然人は、1カ月につき最大200米ドルの購入が可能だが、所得税および個人資産税にあたる35%の課税に加えて、2019年12月23日に公布された社会連帯・生産性回復法（法律第27541号）による包括連帯税（Impuesto PAIS）30%が課税される。そのため、65%の税率が適用された状態の為替レートとなっている。

(2) 並行レート：ブルーレート (Dólar“Blue”)

ブルーレートは、非公式の為替取引に適用される、いわば闇取引の為替レートである。自然人同士の為替取引は法律上認められていないほか、為替取引には中銀認可を受けた両替商が介入しなければならないため、ブルーレートでの取引は違法であり、為替取引違反への処罰を規定する法律第19359号による処罰の対象となる。ブルーの名称の由来は様々で、英語のBlue（グレー、暗い）の意や、偽札判定用のチェックマーカが青色のことなどから「ブルー」と呼んでいるとも言われている。

(3) 優良スワップレート (CCL : Dólar contado con liquidación)

「CCL」または「コンタド・コン・リキ」は、アルゼンチンの株式市場においてペソで取引可能な有価証券（主に国債）を購入し、その後、その有価証券を国外において米ドルで売却することから算出される為替レートである。取引自体は有価証券の売買だが、為替市場を通すことなく外貨を取得することができる。

米ドルで売却可能な有価証券を国外で売却し、国外の銀行口座に米ドルで入金する場合に適用される為替レートを優良スワップレート（CCLレート）、またはブルーチップ・スワップレートと呼ぶ。これは合法的な取引である。

(4) 株取引レート (Dólar Bolsa) または MEP レート (Dólar MEP)

前項の取引のうち、米ドルで売却可能な有価証券を国内で売却する場合に適用される為替レートを株取引レートまたは MEP レートと呼ぶ。MEP とは Medio Electrónico de Pago (電子決済手段) の略で、中銀が取り入れている即時グロス決済 (RTGS) システムである。

3. 関連適用制度と外貨購入のための一般条件

(1) 資本取引規制の根拠法規

- 法律第 19359 号（為替取引の違反行為への処罰を規定）
- 政令第 260/2002 号（変動相場制の導入）
- 必要緊急政令第 609/2019 号（輸出代金のペソへの交換義務）
- アルゼンチン中央銀行通達、中銀・貿易と為替に関する通達集
- アルゼンチン証券取引委員会）の各種決議
- 中銀による資本規制に関する非公式な回答

(2) 外貨購入のための一般条件

中銀の「貿易と為替に関する通達集」に基づき、外国為替市場にアクセスして外貨を購入するための一般的な条件を以下のとおり定めている。

- 国内の外国為替市場において外貨を購入する日および過去 90 日間に優良スワップ（CCL）取引を行っていないこと。
- 外国に 10 万米ドル以上の引き出し可能な預金を保有していないこと。通達集第 3.16.2.1 項に一部例外を規定。
- 国内に保有する全ての外貨を銀行などの金融機関の口座に預けていること（外貨の現金を貸金庫に保有してはならない）。
- 2020 年 5 月 28 日以降に資産を取得、預金を増やす、第三者に融資を行った場合、外国から受け取った第三者への貸付金の利子、定期預金の回収、資産などの売却による入金があり、引き出し可能になった日から原則 5 営業日以内に国内の為替市場において決済しなければならない。

4. 輸出に係る規制

輸出取引の代金決済については、中銀の「貿易と為替に関する通達集」の第7項によって以下のとおり規制されている。また、サービスの輸出については同第2項によって規制されている。

(1) 輸出代金の入金と外貨決済義務

(「貿易と為替に関する通達集」第7.1項)

輸出取引による代金は、国内の外国為替市場でペソに交換し、口座に入金しなければならない(以後、外貨をペソに交換することを、外貨を決済すると表す)。

ペソへの交換には期日が設けられており、取引の種類と商品のHSコードによって船積日から15、30、60、120、180、365日と設定されている。いずれの場合でも、輸出代金が支払われてから5営業日以内に外貨を決済しなければならない。

輸出代金を前受けした場合も前受け金の請求日または海外における送金日から5営業日以内に外貨をペソに交換しなければならない。前受け金として受け取った外貨を決済することで、輸出代金として受け取った外貨を決済したとみなされる。

(2) 輸出代金の入金と外貨の決済期限の延長

(「貿易と為替に関する通達集」第7.5項)

後述する輸出取引の追跡を担当する金融機関は、次の場合に輸出代金として受け取った外貨の決済期限の延長を認めることができる。

- 仕向け地における輸入代金決済に要する期間が、輸出代金の外貨決済の期限よりも長い場合。
- 輸出に先立ち、外貨で融資(船積み前金融)を受けている場合、外貨を決済する期限を融資の満期日まで延長することができる。

(3) 輸出代金のペソへの交換が未達となる場合

(「貿易と為替に関する通達集」第7.6項)

輸出代金の入金と外貨の決済が、輸入者による代金の未払いまたは遅延を理由に行われない場合、輸出者は「輸出代金の回収が未達」の状態であることを輸出取引の追跡を担当する金融機関に届け出ることができる。これによって、中銀の輸出取引追跡システム上で「違反者」として記録されることが避けられる。「未達」の状態になった場合、中銀が輸出者に対して何らかの「アクション」、すなわち、単なる報告の要請から何らかの処罰が行われる可能性がある。いずれにせよ、追跡を担当する金融機関と連携して早期に「未達」の状況を解消する必要がある。

輸入者による代金の未払いまたは遅延の理由は、以下に該当する場合に認められる。輸入者による未払いが解消した際、輸出者または輸出信用保険会社は、支払いが履行されてから 5 営業日以内に外貨を決済しなければならない。

- 仕向け地における為替規制などによる輸入者の支払い遅延
- 取引先である輸入者の倒産（関連企業の場合は対象外）
- 輸入者、支払い義務者による支払いの延滞（関連企業の場合は対象外）

(4) 財の輸出取引に関する外貨の追跡システムおよび輸出により生じる外貨の決済方法の通知義務

（「貿易と為替に関する通達集」の第 7.2 項、第 8 項）

中銀は、2019 年 9 月 2 日以降の財の輸出を対象に、関連する為替取引をモニタリングしている。まず、輸出取引は「輸出取引に関する外貨の追跡システム（SECOEXPO）」に登録される。輸出者は、追跡を担当する金融機関を指定しなければならない。追跡を行う金融機関の指定は、輸出者が公共歳入連邦管理庁（AFIP）に対して輸出を申告する際に行う。

原則としてすべての財の輸出が追跡の対象だが、追跡対象外の物品もある。ただし、追跡対象外の物品であっても、輸出代金の入金があった場合は、代金が支払われてから 5 営業日以内に外貨を決済する義務がある。

例外：国防、治安、船用品、外交関係貨物、商品サンプル、販促物、個人使用の品物、誤出荷に伴う補充品、救援・援助物資、税関決議 121/1993 号が規定する携行品など、臓器提供など。

輸出者は、輸出代金の外国為替市場における決済方法を SECOEXPO に登録しなければならない。決済方法は以下のいずれかで、追跡を担当する金融機関に通知しなければならない。

- 輸出後に入金される輸出代金を決済
- 輸出者の自己資金による決済（決済義務を履行するために輸出者が海外に保有する口座から振り出す外貨）
- （ファクタリングサービスなど）決済代行業者を介した決済
- 現地通貨建て決済システム（SML¹）を通じた決済

輸出申告額と外貨の決済額が一致しなくても、外貨決済義務が一部または完全に履行されたとみなされる要件は、次のとおりとなっている。

¹ SML は、アルゼンチンとブラジル、ウルグアイの間の貿易代金の決済に使用可能な決済の仕組み。輸出者の所在国の通貨による貿易代金の決済を可能としている。

- 貿易条件 EXW、FCA、FAS の取引であるため、FOB 建ての輸出申告額と取引金額が一致しない。
- 輸出代金の支払いに際して銀行業務や慣習に基づき外国の中継銀行に銀行手数料を差し引かれた。
- 輸出の対価を生むことのない商品の輸出。一時輸入した貨物の輸出で、輸出の対価がない。
- 商品に欠陥があるなどの諸事情で商品が返送された。
- 取引先への引渡し前に商品が破損したため保険により貨物の代金が補償された。
- 輸出に関連して外国で提供されるサービスにより輸出代金の割引や支出が生じた。
- 仕向け地における慣習により商品の流通に関連して船積日の時点では予見できない費用が発生した。
- 輸出者の責により商品の引き渡しが遅延し、罰金が発生した。
- 仕向け地において輸出者に課税されたものを輸入者が立て替え、輸出代金から差し引かれた等。

(5) 輸出取引で得た外貨の使用

(「貿易と為替に関する通達集」第 7.3 項)

輸出者は、財の輸出によって得た外貨を一定の条件の下で融資の元本、利息、またはその他費用の返済、利益・配当金送金、非居住者株主による直接投資の本国送金などに充てることができる。つまり、以下に該当する場合は外国から入金した輸出代金を外国為替市場で決済することなく直接使用することができる。

- 輸入者から受け取った輸出代金の前金：輸入者から前金として代金の一部または全額を受け取り、船積み前に国内の外国為替市場で決済した場合、輸出代金を決済したものとして認める。
- 船積み前金融の返済：消耗品の購入、生産、財の輸出に必要な船積み前融資を国内の金融機関または輸入者とは異なる非居住者から得て、輸出前に国内の外国為替市場で決済済の場合、輸入者から受け取った代金を融資の元本、利息または関連費用の返済に充てることを認める。
- 必要緊急大統領令（DNU）234/2021 号により導入された「輸出のための投資強化制度」の認定を受けた事業など、一定の条件下での利益、配当金の送金、非居住者による直接投資の本国返金を認める。

(6) サービスの輸出

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.2 項)

居住者から非居住者へのサービス提供の対価として支払われる外貨は、外国から入金があった時点から 5 営業日以内に外国為替市場において外貨を決済しなければならない。

ただし、2022 年 6 月 2 日に公布された中銀通達 A7518 は、非居住者に対してサービス(を輸出する) 自然人および法人が、国外から受け取る報酬の一部を外貨のまま留保できる制度を例外的に導入した。対象となるサービス輸出は次のとおり。

保守・修理、建設サービス、電気通信サービス、情報処理サービス、情報サービス、知的財産権使用料、研究開発サービス、法務・会計・経営サービス、広告宣伝、市場調査、世論調査サービス、建築、エンジニアリング、その他の技術サービス、ビジネス関連サービス、その他ビジネスサービス、音響、映像関連サービス、その他の個人・文化・娯楽サービス(教育を含む)、その他の医療サービス

自然人の場合は年間 1 万 2,000 ドルを上限に、外国為替市場で受け取った外貨を決済することなく、外貨のまま国内の銀行口座に留保することが認められた。この制度を利用するには、過去 90 暦日以内に有価証券の取引を通じた外貨の購入、売却を行っていないことが条件となっている。

法人の場合は、(1) 2022 年と 2021 年のサービス輸出額の差額の 50%と、(2) 制度利用の前月に従業員に支払われた総報酬額の 20%に相当する額に年末までの残り月数を乗じた金額を、インターバンクレートでドル換算した金額と比較し、いずれか少ない方の金額を上限に、国外から受け取ったサービス輸出の対価を外貨のまま留保することができる。ただし、手元の外貨の用途は従業員への報酬の支払いに限定されており、手元の外貨を残して年を越した場合は全て外国為替市場でペソに交換する必要がある。自然人の場合と同様に、過去 90 暦日以内に債券や証券取引を通じた外貨の購入、外貨の売却を行っていないことが条件となっている。

5. 輸入に係る規制

2022年6月30日現在、輸入代金を支払うための外国為替市場へのアクセスは、輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）を通じて、原則として通関後しか認められていない。しかし、一部の例外品目についてはその限りではない。

中銀通達は、その内容に不明確な点もあり、取引銀行によっても解釈が異なることがあるとも言われている。さらに、中銀から取引銀行への非公式な指示によるところもあるため、個別の取引に関する規制については、輸入者の取引銀行に詳細を確認する必要がある。

(1) 外貨取得のための条件

輸入代金の支払いのための外貨の取得要件は、「貿易と為替に関する通達集」の第10項に定められている。また、輸入代金の支払い方法として、前払い、一覽払い、後払いの3つの支払い方法が次のとおり定義されている。

①前払い（Pago anticipado）

前払いとは、船積み前に行われる支払いを意味する。資本財の場合、前払いのための外貨を入手してから270日以内、その他の品目の場合は90日以内に、輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。輸出者が輸入者の関連企業²である場合、前払いを行うには金融機関を通じて中銀の事前承認を求めなければならない。

資本財³、医薬品・医薬品原材料、新型コロナウイルスの検査キット、政令333/2020号が規定する医療関連製品、非自動輸入ライセンスの対象品目などの輸入については、後述する輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）を通じた外国為替市場へのアクセス制限の例外品目として、「貿易と為替に関する通達集」第10.11項が定める範囲内での前払いが認められているが、それ以外は原則として通関後の支払いとなっている。

②一覽払い（Pago a la vista）

輸入者が荷為替手形の提示を受けた時点で支払う、つまり、貨物は輸送中で内国貨物化される前に行われる支払いを指す。一覽払いのための外貨を入手してから90日以内に輸入者は金融機関に対して商品が通関されたことを証明しなければならない。

² 信用リスクの対象に関する通達集第1.2.2項に「関係」が定義づけられている。例えば本店と支店の関係。

³ 2022年6月27日付け中銀通達A7532により、2022年9月30日までは、資本財の輸入代金の支払いは、船積み後に80%、通関後に20%の支払いに制限されている。また、非自動輸入ライセンスの対象品目も2022年9月30日まで前払いは不可能となっている。

③後払い (Pago diferido)

輸入通関後の支払いを指す。

(2) 輸入代金決済用外貨の取得に係る中銀の事前承認

(「貿易と為替に関する通達集」第 10.11 項)

2020 年 5 月 28 日付け中銀通達 A7030 及びその後の改正により、以下の例外を除いて、輸入代金決済用の外貨の取得には中銀の事前承認が必要となった。

- 原則として 25 万米ドルを超えない取引。(前払いも可)
- 後払いの輸入取引。
- 公的部門、国家が半数以上の株式を保有する企業、政府の拠出により設立された信託基金による支払い。25 万米ドルを超える場合でも事前承認は不要。
- 100 万ドルを超えない資本財の輸入取引で、前払い、一覧払いする場合。100 万ドルを超えた場合、支払いは 30%を前払い、50%を一覧払い、20%を後払いすることが中銀の事前承認なく可能である⁴。
- 国内での生産活動に必要な財の輸入で、一覧払いや通関前の債務の支払いの場合。具体的には、輸送途上にあり内国貨物化していない貨物、外国の金融機関から受けた輸出金融を通関前に返済する場合を指す。過去 12 カ間の輸入実績額から求める 1 カ月当たりの平均額から未払い分を差し引いた金額の範囲内であれば中銀の事前承認は不要。

⁴ 2022 年 6 月 27 日付け中銀通達 A7532 により、2022 年 9 月 30 日までは資本財の輸入代金の支払いは、船積み後に 80%、通関後に 20%の支払いに制限されている。

(3) 輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）と外国為替市場へのアクセス制限

（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14 項）

2022 年 3 月 3 日付け中銀通達 A7466、2022 年 4 月 7 日付け A7488 により過去の輸入実績や輸入品目によって異なる外国為替市場へのアクセスの条件が設定された。

①輸入申請カテゴリーにより異なる輸入代金決済条件

輸入代金決済用外貨を取得するために取引銀行を通じて外国為替市場にアクセスするには、公共歳入連邦管理庁（AFIP）の輸入の総合モニタリングシステム（SIMI）を通じて輸入許可申請（通称 SIMI の申請）を行い、システム上で「申請内容許可（SALIDA）」の状態にする必要がある。2022 年 3 月 3 日付け中銀通達 A7466 により輸入金額に応じて SIMI がカテゴリーA、カテゴリーB の 2 つに分類されるようになった。その後、2022 年 4 月 7 日付け中銀通達 A7488 によりカテゴリーC が追加された。どのカテゴリーで輸入するかによって輸入代金の支払い可能な時期が異なる。

カテゴリーA：2021 年の FOB 輸入額の 105%、あるいは、2020 年の FOB 輸入額の

170%のいずれか少ない方の金額を上限とする輸入。カテゴリーA に分類される輸入は、原則として輸入通関後の輸入代金の支払い。2020 年、2021 年に輸入実績がない場合、カテゴリーA に分類される輸入額の上限は 50,000 ドルとなる。「貿易と為替に関する通達集」第 10.11 項の規定の範囲内で前払いも可。

カテゴリーB：カテゴリーA の上限を超える輸入。カテゴリーB に分類される輸入の支払いは、輸入通関から 180 暦日後。

カテゴリーC：食品、鉱物、燃料油など特定の原材料の輸入が対象。輸入代金の支払いは通関後となる。外部監査人を通じて原材料、最終製品の在庫が適正水準であることを証明すること、物価抑制を目的とした連邦政府との価格協定への参加を拒否せず、これを順守していることを宣誓供述することが条件。一部については「貿易と為替に関する通達集」第 10.11 項の規定の範囲内で前払いも可。

②例外品目

b.から c.の資本財、非自動輸入ライセンス対象品目などは例外品目とされており、支払いに通関から 180 暦日を待つ必要はなく、前払いを含めて「貿易と為替に関する通達集」第 10.11 項の規定の範囲内での支払いが可能となっている。

a.肥料（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.5 項）

通関から 90 歴日後の輸入代金の支払いが認められる。

b.資本財（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.7 項）

c.新型コロナウイルスの検査キット、政令 333/2020 号が規定する医療関連製品

（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.8 項）

d.非自動輸入ライセンスの対象品目⁵（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.9 項）

e.NCM2709、2710、2713、2711 の品目（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.10 項）

f.発電向けの NCM 2701.12.00 の品目（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.11 項）

g.医薬品・医薬原材料（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.12 項）

h.建設、インフラ工事向けの NCM7208.36.10.130、7208.37.00.300、7208.51.00.130、7208.51.00.130、7208.51.00.900、7225.30.00.220、7225.40.90.110、7225.40.90.900

（「貿易と為替に関する通達集」第 10.14.2.13 項）

(4) 特定の消費財、ぜいたく品を対象とした外国為替市場へのアクセス制限

（「貿易と為替に関する通達集」第 10.3.2.5 項、第 10.3.2.6 項）

2021 年 1 月 6 日付け中銀通達 A7201 により導入。特定の消費財とぜいたく品の輸入について、輸入代金の支払いのために外国為替市場にアクセス可能な時期を輸入通関から 180 日から 365 日以降と規定している。対象品目は、メルコスール対外共通関税品目（NCM）コードにより指定されている。

(5) サービスの輸入（「貿易と為替に関する通達集」第 3.2 項）

原則として、金融機関は「対外資産・負債調査システム」においてサービスの輸入取引の申告の有無を確認した後、サービスの輸入取引に係る支払いを許可することができる。

また、2022 年 1 月 6 日付け中銀通達 A7433 により中銀は、「サービスに係る国外への支払い総合モニタリングシステム（SIMPES）」を導入した。サービスの輸入者は同システムにおいてサービスの輸入取引を申告し、「許可（APROBADA）」を得なければ支払いが認められない。SIMPES の許可を得るには、輸入者は十分な経済・財務能力を有するこ

⁵ 2022 年 6 月 27 日付け中銀通達 A7532 により、非自動輸入ライセンス対象品目を 9 月 30 日まで、輸入代金の支払いに関する例外品目から除外した。そのため、原則として輸入通関から 180 歴日後の支払いとなっている。

と条件とされる。運輸サービス、公的関連サービス、医療サービスは SIMPES の対象外となっている。

関連企業（例えば本店と支店の関係）から受けたサービスの対価の支払いには、一部の限られた例外があるものの、原則として中銀の事前承認が必要となっている。

2022年6月27日付け中銀通達 A7532 により、2021年のサービスの輸入実績額を超える支払いについては、サービスの提供を受けた日から180暦日以降の支払いを規定した。

6. 外国からの金融債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.5 項、第 3.17 項)

(1) 海外からの債務の入金

海外からの借り入れやその他の金融債務による入金は、国内の外国為替市場において外貨決済することが義務付けられていない。ただし、海外への債務返済のための外貨購入の際には、債務の入金と外貨決済を行ったことを証明しなければならない。

(2) 債務の繰り上げ返済

金融債務の繰り上げ返済は新たな債務により得た資金で行うべきで、新たな債務の返済期間は繰り上げ返済する債務より長くなければならない。

(3) 債務の借り換え

債務は債務の借り換えにより返済可能だが、新たな債務の返済期間は元の債務より長くなければならない。

(4) グループ企業間の債務の支払い

2020 年 5 月 28 日付け中銀通達 A7030 により、グループ企業からの借入金の元本の返済はできなくなった。ただし、2020 年 10 月 2 日以降に入金し、国内の外国為替市場で外貨決済された借入金で、債務の平均残存期間が最低でも 2 年間の場合は例外としている。借入金の利息の支払いは可能だが、特定の条件を満たすことが条件。特定の条件とは、国外に 10 万ドル以上の外貨を保有していないこと、直近 90 日間で優良スワップ取引 (CCL) を行っていないことを指す。CCL 取引とは、アルゼンチンの株式市場においてペソで取引可能な有価証券 (主に国債) を購入し、その後、その債券を国外において米ドルで売却することで外貨を取得する取引を指す。

(5) 債務の借り換え計画の提出義務

2020 年 9 月 15 日付け中銀通達 A7106 により海外からの債務の借り換え義務が導入された。その後、中銀通達 A7230、A7416、A7433 により 2022 年 12 月 31 日まで延長されている。

2020 年 10 月 15 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に満期を迎える債務の 60%について借り換えることを義務付け、借り換えによる新たな債務の平均残存期間を最低でも 2 年間としている。すなわち、元の債務の 40%を返済するための外貨は、国内の外国為替市場を通じて入手することができる。

7. 居住者間の債務

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.6 項)

2019 年 9 月 1 日以降の居住者間の債務で、その支払いを目的とした外貨の取得は、一部の例外を除いて禁止されている。返済を行うには、優良スワップ取引 (CCL) などの手法やペソでの返済を交渉する必要がある。ただし、例外として次の 3 つがある。

- 国内金融機関による外貨建て融資の返済。クレジットカードを使った外貨建て消費の支払いも含む。
- 2019 年 8 月 30 日時点で、公証人などを通じて登録された居住者間の外貨建て債務の返済。
- 2019 年 11 月 29 日以降に国内で登録された外貨建て債券の発行による債務で、国内の外国為替市場で外貨が決済され、国内において外貨で返済する場合。

8. 非居住者による外貨購入

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.13 項)

非居住者が国内で外貨購入を行うには、次の例外を除いて中銀の事前承認が必要である。

- 輸出金融を手掛ける公的・国際機関（輸出信用機関など）による外貨の購入。
- 大使館、領事館、外交官・領事館関係者が任務のために必要な外貨の購入。
- アルゼンチンが加盟する国際条約・協定により設置された裁判所、事務局、委員会、機関が任務のために必要な外貨の購入。
- 国家社会保障機構（ANSES）による年金・恩給の受給者への外国送金目的の外貨購入。上限は 1 カ月分の年金・恩給。
- 観光目的の場合のみ、非居住者は最大 100 ドルまでの外貨購入が認められる。ただし、金融機関は、外貨購入を求める非居住者・海外からの旅行者が過去 90 日間で両替を希望する金額以上の外貨の売却実績の有無を確認しなければならない。外国からの旅行者は、入国時に売却した外貨の金額を超えて、出国時に外貨を購入することはできない。

9.居住者による外貨建ての資産形成

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項、第 3.10 項)

外貨建て資産形成とは、特定の目的無しで外貨を購入することを指す。自然人と法人により規則が異なる。

(1) 自然人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.8 項)

自然人は、貯蓄ドルまたは連帯ドルレートで 1 カ月当たり最大 200 米ドルまで外貨の購入が可能となっている。クレジットカードで支払う外貨建ての消費も 200 米ドルの枠に含まれる。外貨の購入には次の要件が設定されている。

- 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券の取引をしないこと。
- 前月の外貨購入額が規定額を超えていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム (ATP)、緊急家庭収入 (IFE) などの受益者ではないこと。
- 過去 90 日間に外貨で決済が可能な有価証券を売却していないこと (優良スワップ取引をしていないこと)。

(2) 法人 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.10 項)

すべての場合で、中銀の事前承認が必要となっている。

10. クレジットカードおよびデビットカード

(「貿易と為替に関する通達集」第 4.1 項)

アルゼンチン国内で発行されたクレジットカード、デビットカードの外国での利用、外国からのサービス購入について制限が設けられている。

(1) 外国での外貨による現金の引き出し

①デビットカード

外貨またはペソの預金口座からの引き出しは可能。ペソ口座からの引き出しの場合、外貨建て資産形成とみなされ、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入の枠に含まれる。

②クレジットカード

国境を接する隣国でのキャッシングは、1 回当たりの上限が 50 米ドル。隣国以外の国では、1 回当たりの上限は 200 米ドルまで。

(2) 外国でのデビットカード、クレジットカードによる米ドルでの買い物または消費

①デビットカード

外国でデビットカード決済の場合、国内の外貨またはペソの定期預金から引き落とされることが可能。ペソでの引き落としの場合、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入の枠に含まれる。

②クレジットカード

外国でのクレジットカード決済もペソまたは外貨で可能。ペソで決済した場合、1 カ月当たり最大 200 米ドルの外貨の購入枠に含まれる。

(3) デビットカード、クレジットカードでの支出が認められない消費

外国での外貨でのデビットカード、クレジットカードによる消費額に上限はない。しかし、200 米ドルを超えて支出した場合、外貨の購入枠を先取りすることになる。なお、次の場合、カード発行会社は、外国への外貨の支払いのための中銀の事前承認が必要となる。

- カジノゲームやギャンブルなどへの参加
- 決済代行会社の口座への振込
- 外国に所在する投資管理会社の口座への振込
- 外国での為替取引
- 暗号通貨の購入
- 宝飾品、宝石類、貴金属（金、銀、プラチナなど）の購入

(4) 分割払いによる旅行関連サービスの支払い制限

①旅行関連サービスの支払い制限

外国でのクレジットカード決済を制限する金融規制が 2021 年 11 月 25 日付の中銀通達 A7407 により導入された。この通達は、国内のクレジットカード発行会社に対して 2022 年 11 月 26 日以降、国外行き航空券や外国旅行関連サービス（宿泊代金やレンタカーを含む）の購入について、クレジットカードの分割払いによる決済サービスを提供することを禁止した。同禁止対象には旅行代理店や予約サイトなどを用いた間接的な購入も含まれる。なお、クレジットカードでも一括払いは引き続き認められる。

②越境通販の支払い制限

2022 年 6 月 30 日付け中銀通達 A7535 により、2022 年 7 月 4 日以降の法人、個人を問わず、海外からの製品購入における分割払いを禁止した。金融機関、クレジットカード発行会社は、顧客が非商業目的で外国から通販などで商品を購入する際に分割払いを提供することができなくなった。

11. 外国送金

（「貿易と為替に関する通達集」第 3.14 項）

(1) 自然人による送金

自然人は、国内に個人が保有する外貨預金口座から外国に自身が保有する銀行口座へ自由に外貨を送金することができる。ただし、外国に保有する自身の証券口座への外貨の送金、外国に第三者が保有するいかなる口座への外貨の送金は認められない。

(2) 法人による送金

すべての場合で中銀の事前承認が必要となっている。

12. 外国への配当金および利益の送金

(「貿易と為替に関する通達集」第 3.4 項)

配当金および利益は、以下の条件に基づき中銀の事前承認を受けることなくの外国へ送金が可能。条件を満たさない場合は中銀の事前承認が必要である。

- 監査済みの財務諸表に基づく配当金、利益であること。
- 外国に送金する金額が会社の株主総会で承認されたペソ建ての金額を上回らないこと。
- 送金を担当する金融機関は、送金を求める国内法人の代表者の宣誓供述書を手入れしなければならない。
- 外国に送金する金額が、2020 年 1 月 17 日以降に為替市場でペソに交換された外国直接投資額の 30%を超えないこと。
- 最後に行った投資を為替市場において外貨決済して 30 日以上が経過していること。

言い換えれば、2020 年 1 月 17 日以降に外国からの投資による新規投資をしていれば、利益送金は可能である。ただし、投資額の全額を外国為替市場で外貨決済してある必要がある。優良スワップ取引による外貨からペソへの交換は認められない。

13. 外国直接投資の引き上げ（レパトリエーション）

（「貿易と為替に関する通達集」第 3.13 項）

以下の条件に該当する場合は、中銀の事前承認を得ることなく、非居住者による直接投資の引き上げを目的に外国為替市場で外貨を取得することができる。それ以外は、中銀の事前承認が必要となる。外貨不足により事前承認を得ることが困難な可能性もある。

- アルゼンチンの金融機関の支配株主ではない企業への直接投資の引き上げであること。
- 2020 年 10 月 2 日以降に行われた直接投資の引き上げであること。
- 直接投資から 2 年が経過していること。

現地法人の株式売却や資産売却の代金をペソで回収した場合は、外国為替市場でドルを入手することは、前述の上限に合致しない場合は困難である。ただし、買い手が海外において代金を外貨で支払うことに同意した場合は、株式も資産も外貨で売却することができ、売却によって得られた外貨をアルゼンチンの外国為替市場でペソに交換する義務は負わない。

なお、政令 243/2021 号により導入された「輸出のための投資強化制度」の適用を受けた場合、輸出代金の一部を、レパトリエーションを含む外国への支払いに充てることができる。この制度は、輸出を目的とした 1 億ドル以上の新規投資または再投資を行うことを条件に、輸出代金の一部を外国への支払いに充てることができるというもの。林業や鉱業、炭化水素、製造業、農工業が対象業種となっている。2024 年 4 月までの 3 年間に承認される投資案件が対象だが、期間は延長される可能性がある。この制度の適用を受けた投資案件は、輸出金額の 20% を上限に外貨の取得枠を得ることができ、これを利益や配当金の送金、外国への債務・金融負債の支払い、レパトリエーションに充てることができる。再投資の場合は、経済省と工業開発・生産省が 1 年間の輸出の増分を評価し、その増分の 20% を上限に外貨の取得枠が与えられる。

この他、政令 277/2022 号により、石油と天然ガスの生産量を増加させた生産者に、外国為替市場を通じて商業債務、金融債務の元本、金利の支払い、利益・配当金、レパトリエーションを目的とした外貨の取得を認める「石油増産のための外貨優遇制度（RADPIP）」と「天然ガス増産のための外貨優遇制度（RADPIGN）」が導入されている。

14. 優良スワップ取引（CCL）

（アルゼンチン証券取引委員会（CNV）関連規則）

優良スワップ取引とは、両替と同様の効果がある合法的な有価証券の取引である。ある通貨で取引可能な有価証券を購入し、その後、別の通貨でその証券を売却する方法である。

（1）取引の種類

①CCL「アウト（Salida）」

ペソで取引可能な有価証券を購入し、外国において米ドルで売却すること。この取引によってペソを米ドルに交換できる仕組み。

②CCL「イン（Ingreso）」

米ドルで取引可能な有価証券を購入し、国内においてペソで売却すること。この取引によって、米ドルを公定レートで交換するよりも高額のペソが得られる仕組み。

（2）CCL 取引の要件

CCL 取引を行うには以下の要件がある。ただし、CCL「イン」には適用されない。

- 過去 90 日間に為替市場にアクセスしていないこと。
- 住宅ローンの分割払い額の特別固定プログラムの受益者ではないこと、国内の金融機関による債務リストラプログラムの受益者ではないこと、雇用および生産のための緊急援助プログラム（ATP）、緊急家庭収入（IFE）などの受益者ではないこと。
- 有価証券の売買を同時に行うことはできない。1～2 日のパーキング期間（待期間）が設定される。

15. 非金融無形資産の譲渡

(「貿易と為替に関する通達集」第 2.3 項)

非金融無形資産とは、サッカー選手の移籍、鉱物資源の探査・採掘のライセンス、商業航空権、電波ライセンス、商標、トレードマーク、ロゴ、インターネットドメインなどを指す。不動産は含まれない。資本取引規制の対象となる取引は、居住者から非居住者へ売却するものである。

非金融無形資産の売却により居住者が取得する外貨は、国内の外国為替市場において決済しなければならない。入金日から 5 営業日以内に決済しなければならない。

16.為替取引の事前通知制度および対外資産・負債調査システム

(「貿易と為替に関する通達集」第 1.9 項、第 3.16 項)

(1) 為替取引の事前通知 (「貿易と為替に関する通達集」第 3.16 項)

金融機関は、顧客が 1 日当たり 1 万ドル以上の外貨の購入を求めた場合には、2 営業日前に、連続 3 営業日の取引実績を中銀に通知しなければならない。(例: 金曜に通知するのは、次週の水・木・金曜の取引)。2021 年 10 月 5 日付け中銀通達 A7375 により為替取引の事前通知の対象金額が、それまでの 5 万ドル以上から 1 万ドル以上に変更された。

顧客は、金融機関が前項の条件を満たすために、金融機関に取引内容について事前に通知しなければならない。

(2) 対外資産・負債調査システム (「貿易と為替に関する通達集」第 1.9 項)

中銀は、2017 年 12 月 26 日付け中銀通達 A6401 号により、アルゼンチンの居住者に対して以下の情報の記録を義務付ける「対外資産・負債調査システム」を導入した。

- 四半期末時点の対外負債、またはその四半期中にペソに交換された対外負債。
- 年末時点の対外資産および対外負債の残高が 5,000 万米ドル相当以上の居住者は、中銀に対して対外資産、対外負債を毎年報告しなければならない。合わせて四半期毎の報告の再確認または修正も可能。自然人、法人とも報告対象。
- 四半期毎の報告は、四半期の最終日から 45 日以内に提出しなければならない。年次報告は、年度の最終日から 180 日以内に提出しなければならない。

17. 為替取引の違反行為への罰則

(法律第 19359 号)

為替取引に関する刑事罰法（法律第 19359 号）は、為替取引関連の規則・規制への違反行為に対し、以下の刑事罰が科され得るとしている。ただし、現状では禁固刑が科された事案はない模様。しかし、法人のみならず自然人に対して罰金刑が科されているため、法律事務所などからは注意が呼びかけられている。

(1) 処罰の対象者

法人および自然人が処罰の対象となる。自然人は、違反行為に関わった法人の取締役、法定代理人、代表者、管理職、管財人、または監視委員会のメンバーも処罰の対象となる。

(2) 罰則

罰則が次のとおり設けられている。加えて、初犯、再犯に関わらず、為替取引または仲介取引の免許の停止または取り消し、輸入業者、輸出業者、両替業者、または為替取引業者としての資格喪失の処分が適用される可能性がある。

1 回目の違反：取引額の 10 倍を上限とする罰金

1 回目の再犯：取引金額の 3 倍～10 倍の罰金あるいは 1 年間から 4 年間の禁固
(過去の判例では 3 倍以上の罰金が科された実績はない)

2 回目の再犯：取引額の 10 倍を上限とする罰金あるいは 1 年から 8 年までの禁固（前科がない場合）

(3) 時効

刑事罰の一般的規定（刑法第 62 条）は 2 年（処罰が罰金刑の場合）だが、法律第 19359 号は 6 年（罰金刑にとどまらない）となっており、刑法と為替取引の刑事罰法の時効は異なる。

18.資本取引規制に関する Q&A

Q. アルゼンチンの法人が外国に銀行口座を開設すること、利用することを禁じているか。

A. アルゼンチンの法人による外国での銀行口座開設は制限されていない。しかし、外国の預金の使用には制限がある。例えば、外国の銀行口座に第三国から入金したお金が輸出代金だった場合は、これをアルゼンチンに送金し、国内の為替市場でペソに交換しなければならない。外国の預金を自由に使えるかどうかは、その預金がどのような取引に由来するお金なのかによる。一方、アルゼンチンの自然人、法人ともに、外国に銀行口座を開設することは、外国の規制にもよるが、一般的には難しいと考えられている。

Q. 中銀通達違反を避けるために中銀通達の解釈を巡って取引銀行と打ち合わせを重ねているが、取引銀行の解釈が間違いで、結果として通達違反と認定された場合の責任は事業者に及ぶか。

A. 事業者の責任となる。

Q. 償還期限が1年以上経過している外貨建て借入金の返済に際して外貨決済ができないというのは本当か。

A. 中銀通達には、「返済期日が365日以上経過した借入金の返済を認めない」といった内容は明記されていないが、実務的には、借入金の返済に限らず、輸入決済も含めて、決済期限から相応の期間が経過した決済については、中銀、支払い金融機関が決済を認めていない。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20200050>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課 中南米班
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-4690
E-mail：ORB-latin@jetro.go.jp